

出共同体形成事業の受け皿になるなど、企業等への技術開発支援等を通じ我が国産業の発展及びイノベーションの創出に貢献する事業を実施している。

### (研究開発拠点の整備)

国土形成計画<sup>1</sup>において、「筑波研究学園都市及び関西文化学術研究都市の集積を始めとして、大学、試験研究機関等は重要な知的・人的資源であり、我が国全体の発展に貢献するよう活用する」とされている。

#### ① 筑波研究学園都市

本都市は、筑波研究学園都市建設法（昭和45年法律73号）に基づき、我が国における高水準の試験研究・教育の拠点形成と東京の過密緩和への寄与を目的として建設されており、国等の試験研究・教育機関等31機関のほか、多くの民間研究機関が立地しており、研究交流の推進や国際的研究交流機能の整備等の諸施策を推進している。

#### ② 関西文化学術研究都市

本都市については、関西文化学術研究都市建設促進法（昭和62年法律72号）に基づき、我が国及び世界の文化・学術・研究の発展並びに国民経済の発展に資するため、その拠点となる都市の建設を推進している。平成20年末現在の立地施設数は110を超え、多様な研究活動等が展開されている。

## 5 研究開発の効果的・効率的推進

### (1) 研究費の有効活用

#### (研究費配分における無駄の徹底排除)

文部科学省では、公的研究費の不正な使用を防止するためには、研究機関における研究費の管理・監査の体制の一層の整備が必要であるとの認識の下、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出を求め、平成20年11月には約1,600機関より提出があり、分析を行っている。また、ガイドラインに基づく体制整備等の現状、実態を把握することを目的とした現地調査の実施、ガイドラインの趣旨の理解を促進するための研究会の開催、外部有識者で構成された「研究機関における公的研究費の管理・監査に関する検討会」の開催などにより、公的研究費の不正な使用の防止に努めることとしている。

また、各配分機関では、研究費配分の不合理な重複や研究費の過度の集中を排除するため、府省共通研究開発管理システム[e-Rad (URL: <http://www.e-rad.go.jp/>)]を積極的に活用した。



府省共通研究開発管理システム  
(e-Rad) トップページ

<sup>1</sup> 「国土形成計画（全国計画）」（平成20年7月4日閣議決定）

さらに、内閣府では、関係府省の協力を得て、科学技術基本計画の策定、資源配分の調査・審議等に必要なマクロ分析に活用する「政府研究開発データベース」について、e-Radを利用して所要データの蓄積などを行った。

## (2) 研究費における人材の育成・活用の重視

研究開発に携わる中で人材が育成されることの重要性や、研究開発の重点化に伴い人材の重点化も進むべきことにかんがみれば、競争的資金等の研究費において、人材の育成や活用を行うことが一層重視されるべきである。

若手研究者を支援する取組として、文部科学省所管の科学研究費補助金では、若手研究者向け研究費の拡充に努めている。また、継続施策として、総務省所管の戦略的情報通信研究開発推進制度、厚生労働省所管の厚生労働科学研究費補助金、農林水産省所管のイノベーション創出基礎的研究推進事業、経済産業省所管の産業技術研究助成事業、環境省所管の環境技術開発等推進事業等においても、若手研究者を支援する取組が行われている。

## (3) 評価システムの改革

研究開発評価は、国際的に高い水準の研究開発、社会・経済に貢献できる研究開発、新しい学問領域を拓く研究開発等の優れた研究開発を効果的・効率的に推進するために、一層の発展を図ることが必要である。

国費を用いて実施される研究開発の評価については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（内閣総理大臣決定）に基づき、各府省等が具体的な評価方法等を定めた指針を策定し、評価を進めている。近年の研究開発への期待の高まり等に的確に対応していくため、優れた研究開発成果の創出とその迅速な社会・国民への還元を図る観点から、評価結果を次の研究開発に切れ目なくつなげる、国際的な水準に照らして実施するなどを内容とした大綱的指針の改定を、平成20年10月31日に行った。これを受けて、各府省においても必要に応じて指針の見直しが行われ、科学技術関係経費の6割以上を占める文部科学省では、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（文部科学大臣決定）について、①新たな研究を見出し、発展させ、人材育成面においても成果を生み出す研究開発活動を促す評価の実施、②創造へ挑戦する研究者を励まし、優れた研究開発を見出し、伸ばし、育てる評価の実施、③評価結果を次の研究開発につなげ、成果を国民・社会へ還元するの観点で実効ある評価の実施、④過重な評価作業負担を回避する機能的で効率的な評価の実施、⑤世界的な視点からの評価の実施、⑥評価資源の確保や評価支援体制の強化、の6つの観点を重視し、平成21年2月17日に改定を行った。

他方、独立行政法人や国立大学法人においては、「独立行政法人通則法」（平成11年法律第103号）や「国立大学法人法」（平成15年法律第112号）に基づき、業務の実績に関する評価が実施されている。また、各府省においては、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づき、政策評価が実施されている。

一方、日本学術会議では、研究評価の在り方に関する検討が行われ、平成20年2月26日、対外報告「我が国における研究評価の現状とその在り方について」において、研究課題評価の在り方と第三者評価の必要性について提言を行った。